

名古屋市契約事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第55号

名古屋市契約事務委任規則の一部を改正する規則

名古屋市契約事務委任規則（平成17年名古屋市規則第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第3条第1項の表業務の委託の項中「第167条の2第1項第3号」の次に「及び第4号」を加え、「契約及び」を「契約並びに」に改め、同表物品の買入れの項中「配付用品及び」を削り、「に係る契約（」の次に「少額随意契約、」を加え、同表物品の借入れの項中「に係る契約」の次に「（少額随意契約及び令第167条の2第1項第4号に基づく契約を除く。）」を加え、同表不用物品等の売払いの項中「に係る契約」の次に「（少額随意契約を除く。）」を加える。

第3条第4項中「工事用資材その他」を削る。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。